

2015. 4
通巻 第130号

えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d S o c i a l I n s u r a n c e L a b o r C o n s u l t a n t



大洲城

contents

平成 26 年度倫理研修 2
平成 26 年度新人研修 4
平成 26 年度必須研修会 6

理事会だより 7
“That's 学” 12
みかけによ欄 13
新入会員紹介 15
社会保険労務士倫理綱領 17



愛媛県社会保険労務士会

「働き方改革の推進について」

愛媛労働局労働基準部監督課

課 長 真 鍋 俊 正

(現 松山労働基準監督署長)

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、日頃から労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「日本再興戦略 改訂 2014」では、「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれたことから、現下の労働基準行政の重点課題として厚生労働省を挙げて働き方改革の推進に取り組んでおります。

去る 1 月 22 日には労働局長から貴会会長あてに取組への協力を要請し、その概要は貴会のホームページでもご紹介いただいているところです。

デフレからの脱却、経済の好循環の実現のためには、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させることが重要ですが、併せて、人口減少に伴う労働力不足対策として、女性をはじめすべての人々が、健康で安心して働けるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

また、働き方改革は、仕事と生活の調和の実現に向けた取組による「ひとの創生」や、地域における雇用の質を重視した「しごとの創生」により、「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念にも通じます。

愛媛県の現状は、パートを除く一般労働者の平成 25 年の年間総実労働時間は 2,017 時間で、所定内 1,879 時間、所定外 138 時間（全国平均は、それぞれ 2,018 時間、1,853 時間、166 時間）、また、週 60 時間（1 か月換算で過労死ラインの 80 時間）以上働く人の割合は平成 24 年には 8.6%（同 9.6%）と時間外労働に関しては全国平均を下回っております。一方、平成 25 年の年次有給休暇の取得率は 44.9%（同 48.8%）、年間取得日数は 7.01 日（同 7.22 日）と、所定労働時間が長く、有休休暇の取得が少ないという特徴から、まずは有給休暇の取得促進から始めるのも一つの考え方ではないでしょうか。

従業員の有休休暇の取得を嫌う経営者も少なくないようですが、企業の発展や、優秀な人材の確保・定着のためには、労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和や、種々の理由から働き方に時間的・地域的制約を伴う人々が、職業キャリアを継続し、能力を発揮できるよう多様な正社員制度を導入することなどにより、今こそ企業における従来型の働き方を見直すことが必要とされております。企業で働き方の見直しを効果的に進めるには、何よりも経営トップの発意による自主的で継続的な取組が不可欠ですが、働き方改革のメニューはたくさんありますので、個々の企業の実情に応じたメニューを選択して取組むことが望まれます。

会員の皆様には、本取組の趣旨を十分にご理解いただき、受託企業の長期的な経営展望に立って、経営トップへの周知・啓発と、具体的な取組へのご助言とご支援をお願い申し上げます。

倫理研修に参加して

東予支部 赤 星 寛



去る2月4日に行われた倫理研修会に参加させていただきました。

今回の研修は、前半はDVDと倫理研修テキストで「社会保険労務士の倫理について」を学習し、後半は事前に「月刊社労士2014年8月号」の「平成26年度倫理研修設例問題」を予習するように指示があり、その箇所を各グループで討議し発表するという形式で進みました。

私のグループの設例問題は、顧問先開拓のための営業活動時における様々な問題点がとりあげられており、多種多様な営業活動は、諸々の法規に抵触しない範囲において自由が保障されているものの、すべての営業活動に共通することは、法令遵守と相手側の権利や利益を保護することを常に念頭に行われなければならないという内容で、他の設例問題もこの先十分に起こり得る可能性のあるものばかりでした。自分がその局面に至った時にどう対応、行動すべきか、些細なことでもしっかりと見極めるため自分に問うていく姿勢の大事さなど、今後自分が社会保険労務士としてどうあるべきかのヒントをたくさん勉強することができました。

またこの研修では、一社労士個人の信用失墜行為がその社労士としての品位を貶めるだけにすぎず、社労士全体への信用失墜に繋がることも再認識しました。

この5年に1度の倫理研修ですが、今回初めて受講し非常に重要な研修だと感じました。倫理研修テキスト巻末には主な懲戒処分事例なども記載されており、改めて自分の対応を振り返るいい機会になりました。

昨今、社会保険労務士だけでなくすべての事業者に「倫理」や「コンプライアンス」の遵守が謳われています。それは社会保険労務士の取り扱う業務内容も随分と高度化、複雑化しており、労働社会保険諸法令を扱うプロフェッションである以上、細部にいたるまで職業倫理に基づき、自らの資質向上と依頼者の期待に応えなければならないということだと思いました。私自身も社会の信頼に応えられるよう、先輩たちが築き上げてきた土台の上で、県会や支部会の協力を得ながら日々研鑽を積んでいこうと思います。

平成26年度倫理研修に出席して

中予支部 能 田 太



先月の2月4日、平成26年度倫理研修が開催されました。私自身は今回で二度目の参加となります。社会保険労務士の資質向上と信頼の基礎となる職業倫理意識を高める研修と理解しており、今回もグループ別・集合形式による職業倫理等に関する解説及び事例討論、そしてDVDによる模範解説、という流れで行われました。

私の参加したグループの設例問題は「反社会的勢力に対する対応」でしたが、私は会社勤めの“その他登録”と言う立場であり（もちろん同様の研修は企業内で行われています）開業されて現場の第一線で活躍されている先生方と意見が乖離しないかと一抹の不安はありましたが、研修に集中。討論は進みテーブルの各人がそれぞれの立場から設例に対しての問題点を考え意見を交換していく中で、先生方から多種多様な見解をいただき、自分では気づかなかった事柄、物の見方や捉え方等様々な考え方がある事を再認識し、想像していた以上に設例問題の真因を広く深く理解することができました。

今回の研修は、職業倫理の維持向上の必要性を再確認したのはもちろん、加えて物事の見方や考え方に関して画一的・局所的にならず広く柔軟性をもって対応する大切さを再発見できた有意義な一日でありました。

社労士会労働紛争解決センター愛媛のご案内 平成28年3月31日まで、申立費用は無料です。

＜あっせん期日＞

(1) 毎週水曜日、木曜日 午前10時から午後8時の間
または

(2) 毎月第一土曜日 午前10時から午後5時までの間

＊ただし、祝祭日、8月14日～16日、12月29日～1月3日は除きます。

＊開催日時は申立人、被申立人双方の希望を調整の上、決定します。

＜お問い合わせ＞

解決センター事務局 ☎089-907-4864



平成26年度新人研修会を開催しました

日 時 平成27年 2 月17日(火) 10:00~17:00
場 所 東京第一ホテル松山
参 加 者 22名
内 容 社会保険労務士制度について
社会保険労務士の倫理について
開業していくために
調査・労使トラブルの対応と就業規則について
県会が実施している事業について
行政機関での勤務について
年金マスターと年金事務所での業務について
開業体験談
社会保険労務士研修システムについて
研修会終了後、懇親会



新人研修会に参加して

中予支部 栗 田 欣 典



平成27年2月17日、東京第一ホテル松山にて、新人研修会が行われました。

寒さたけなわの今、私が社労士登録して9ヶ月が経ちます。この度の研修では、社労士の職業倫理や各実務のポイント、開業体験談など、実例や実体験を交えながらのお話をいただくことができ、初心に立ち返るとても良い機会となりました。

基本的なことは、ついおろそかになったり、やっているつもりになることがありますが、私も研修を受けるまでは、分かっていると思っていたことが、お話を聞く中で「あ、これは日頃からあまり意識していなかったな・・・」と、気づかさ

れる場面が何度かありました。

社労士一人ひとりが真摯に倫理と向き合うことの重要性、年金相談を千件以上こなしてもまだまだ難解で分からないことがあるという実務の奥深さ、自分の仕事の柱となる専門分野の習得など、どれも聞き入ってしまう内容ばかりで、朝から夕方までの研修ではありましたが、あっという間の一日でした。

小さい頃、進む方向や道の歩み方など、いろんな方が多くのことを教えてくれる機会がたくさんありました。ところが年齢を重ねるにつれ、その機会もだんだん減ってくるように感じます。そんな中、新人研修会という場で、経験を積まれた方のものの見方、考え方に触れることができ、感謝です。

社労士の仕事が私にとって天職となる日はまだまだ遠いですが、日々研鑽を積んで頑張っていきたいと思います。

今回の研修と懇親会で、色々ご教示いただきました先生方、ありがとうございました。

新人研修に寄せて

中予支部 白 石 かおり

今回は横本会長を始め、現在社会保険労務士として第一線で活躍されているそうそうたる先生方の経験に裏打ちされた貴重なお話を頂き、非常に有益な時間を過ごすことができました。感謝の気持ちでいっぱいです。

今回の研修の中では社会保険労務士の倫理について多く触れられており、また印象深い話もいくつかありました。中でも副会長でいらっしゃる成川先生の開業体験談の中で、「顧問料を必要以上に値切ろうとするお客様」とのかかわり方については新人として非常に感銘を受けました。

法律に関わる業務を行う以上、正確で有益な情報を提供することはもとより、サービス業という側面のある社労士業務はお客様に喜んで頂けるよう知識の研鑽に励むことは当然、更に高度な倫理観をもたねばお客様に振り回されるだけでなく不正に助成金を申請するという最悪の事態につながってってしまう事を肝に銘じなければならぬと改めて痛感しました。

助成金については少ない件数ではありますが関わった際、企業の方にとっては社労士が提供する情報の中で一番ダイレクトにお金絡んでくると言うこともあり、非常に喜んで頂ける制度ですが、逆を言えば「不正」に一番近い制度でもあるということ。

どんな仕事でもだと思いますが「軸」をもって働いていく、と言う基本的ですが非常に重要な姿勢を再認識することができ、身の引き締まる思いです。

最後になりますが、今回の研修は懇親会も含め一分一秒も無駄な時間はありませんでした。ご講義いただいたすべての先生方の教えを胸に一步ずつ前進していきたいと思っております。ありがとうございました。

相談員研修会に参加して

中予支部 宮 部 真 里



平成27年3月7日、松山市男女共同参画推進センター（コムズ）において、相談員等研修会が開催されました。本研修会は、総合労働相談所と社労士会労働紛争解決センター愛媛の共催で行われ、63名という多数の参加がありました。

研修は、「労働審判手続の実務 ～労働審判手続の実務を踏まえた労務アドバイスを～」というテーマで、村本総合法律事務所、弁護士の村本浩先生より、労働審判手続の実務につ

いて豊富な内容を分かり易くお話いただきました。

第1部、労働審判手続における審理・判断の実態や解雇類型ごとの審理・判断の特徴、

第2部、未払い残業代請求の紛争事例や労働時間管理の注意点、

第3部、精神疾患に関する休職や復職について等、

それぞれたくさんの事例を交えながらポイントや注意点を丁寧に説明して下さいました。

労働審判手続のイメージがぐっと膨らみ、理解が深まる大変良い機会となりました。このような内容を理解した上で、より適切かつ専門的な労務アドバイスができるよう日々研鑽して参りたいと思います。

平成26年度第2回必須研修会に参加して

中予支部 武 智 雅 子



平成27年3月19日、東京第一ホテル松山にて平成26年度第2回必須研修会が開催されました。今回は研修の演題が7つと盛りだくさんの内容となっています。

まず、毎回のように触れられる社労士の「職業倫理」について、コンプライアンスチェックマニュアルに即した連合会倫理委員会によるビデオ講義で社会保険労務士の品位保持、主に助成金業務への関わりかたを学び、続いて全国健康保険協会愛媛支部大河業務部長よ

り、現在の協会けんぽと社会保険事務所時代との相違、事例を交えて保険給付の基本的なことがらをご講義いただきました。

社労士賠償保険では、保険支払事由の原因の2／3が「失念」と「提出期限誤認」によるとのことで保険事故の具体的事例を挙げて説明があり、顧客に迷惑をかけないためにも提出期限の管理やダブルチェックの重要性を再認識しました。

平成27年4月から改正となる『パートタイム労働法』については、愛媛労働局雇用均等室山田室長より、労働者のうち3割を占めるパートタイマーの働きかたに見合うよう、有期労働者にも均等待遇確保の拡大、相談窓口の周知など労働者の納得を高める措置が必要となること、また、『次世代育成支援対策推進法』に則った一般事業主行動計画策定義務についてもお話がありました。

愛媛労働局職業安定課窪田監察官から電子申請の促進のお知らせのあと、『マイナンバー制度』について横本会長の講義があり、制度が「社会保障、税、災害対策」に使用するものであること、対応のため社労士会ガイドライン策定が予定されていること、事務所でセキュリティが一層必要となることなどの解説を受け、最後に愛媛労働局賃金室宮岡指導官より、『業務改善助成金』の制度改正点及び条件面の変更について、不交付理由が増えたこと、不交付とならないために注意すべき点が説明されました。

多岐にわたり興味深いテーマの研修でした。とくにマイナンバー制度については、来年1月からの運用開始に向けスケジュールや対応を理解しなければならず、業務のやりかたが劇的に変わるかもしれないという不安を感じます。もちろん自発的に情報収集していかなければならないのですが、今後の研修でのご指導もよろしくお願いします。



理事会だより**〔理事会〕**

※平成27年 2月13日(金) 県会事務局会議室において、第221回理事会を開催した。

- 1 平成27年度事業計画案並びに予算案について
- 2 苦情処理相談窓口設置規程の改正（案）について
- 3 えひめ女性活躍推進協議会行動宣言について
- 4 愛媛県社会保険労務士会会則一部改正（案）について
- 5 各委員会・支部報告

〔常任理事会〕

※平成27年 3月20日(金) 県会事務局会議室において、第76回常任理事会を開催した。

- 1 平成27年度の活動方針について

委員会だより**〔総務委員会〕**

※平成27年 2月20日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 愛媛県社会保険労務士会会則の一部改正（案）について
- 2 ホームページのスマートフォン対応の件
- 3 会報について

県会事務局会議室において、リック小委員会を開催した。

※平成27年 1月20日(火)

※平成27年 2月27日(金)

- 1 リック原稿事前打ち合わせ

〔業務監察・広報委員会〕

※平成27年 1月15日(木) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 第2回議事録の確認
- 2 平成26年度社労士月間の活動振り返り
- 3 次年度事業計画について
- 4 業務監察案件について

※平成27年 3月13日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 第3回議事録の確認
- 2 年度更新・算定基礎届の広報について

支部だより**〔東予支部〕**

※平成27年 1月19日(月) 東予支部役員会を開催した。

場 所 西条国際ホテル

内 容

- 1 平成27年度事業計画及び予算案
- 2 東予支部推薦理事候補選任方法及び支部会開催時期について

〔中予支部〕

※平成27年 2月16日(月) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 支部厚生事業振り返り
- 2 平成27年度支部事業計画・予算（案）について
- 3 理事・監事候補の推薦について
- 4 各委員会からの報告・連絡事項

〔南予支部〕

※平成27年 1月22日(木) 南予支部役員会を開催した。

場 所 花庄八（八幡浜）

内 容

- 1 平成27年度事業について
- 2 労働関係研修会について

※平成27年 2月19日(木)

場 所 みなと交流館

内 容

- 1 第三者行為災害について
- 2 地域経営者の講和

※平成27年 3月26日(木) 南予支部役員会を開催した。

場 所 花庄八（八幡浜）

内 容

- 1 次年度の理事、監事候補選出方法について
- 2 支部会の開催について

～総務委員会から会員の皆さんへお知らせ～

「えひめ社労士会だより」の原稿を募集いたします!!

（ネット上では見ることのできないあなたの魅力を投稿してみませんか）

【原稿内容】

- ・趣味、特技、スポーツ、カラオケ自慢、断捨離・片づけ上手、俳句、短歌などテーマは自由です。
 - ・文字数も自由ですが、会報の1ページには、1000字程度と写真1枚～2枚程度でお願いします!!
- ※投稿原稿の採否については、総務委員会で行います。ご了承ください。

【原稿受付・送付先】

愛媛県社会保険労務士会 事務局

〒790-0813 松山市萱町4丁目6-3 TEL 089-907-4864 メール：ehime3@ehime-sr.or.jp

愛媛労働局健康安全課からのお知らせ

「安全衛生優良企業制度」

～ 平成27年6月1日から運用開始 ～

厚生労働省 愛媛労働局

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組んでいる企業が、より社会的に評価され、認知されるようにすることで、企業における労働者の安全や健康を確保するための自主的な取組を促進することを目的として、企業の申請に基づき、国が安全衛生優良企業を認定し公表することとしました。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

(URL http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html)

安全衛生優良企業 は労働者の安全や健康を守る企業の証です

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ること、企業にとって不可欠です。労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して—安全衛生優良企業認定を受けませんか？

安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。

厚生労働省労働基準局安全衛生部
都道府県労働局 (労働基準部健康安全主務課)

出前授業報告

いずれわかる時が来ますから

南予支部 大 塚 拓

南予支部長の鎌田先生より、出前授業の話をいただいたのが昨年11月の初め頃。当初は年が明けて1月9日に西予市にある野村高校でということだったので、初めての経験ではあるものの、まだまだ時間があると思って何も準備をせずにのんびり構えていたところに、急遽12月10日にも宇和島市の津島高校での出前授業を追加で依頼され、あわてて準備に取りかかりました。

事前に事務局より送っていただいていた連合会調製の小冊子に目を通しますと、これがけっこう内容が盛り沢山。これから進学や就職で社会に出る高校生を対象として、労働基準法に始まり労働保険から社会保険まで、かなりのボリュームが詰め込まれていますので、これをただ読み上げるだけでも持ち時間の50分には収まりきりませんから、いくつかのポイントを決めて説明すべき項目を取捨選択して準備しました。

そして迎えた本番では、1回目、2回目とも決められた時間を若干超過してしまいましたが、なんとか予定した内容を話し終えることができました。

どちらとも冒頭に、「社会保険労務士という資格を知っている人はいますか」という問いかけに誰も手を挙げず少しめげましたし、ときおり投げかける問いかけに反応することもほとんどありませんでしたが、まだ社会に出て働くということに実感を持っていない生徒にとっては無理もないことだと思います。

ただ、最初に「これから説明する内容は、すぐにはピンとこないかもしれませんが、いずれこういうことだったのかとわかる時がきますから、それまで頭の片隅に置いておいてください」とも話したので、今後の彼らの人生において少しでも役に立つことがあればやった甲斐がありますし、このときに初めて我々の目的が果たされたといえるのだと思います。

授業が終わってから担当の先生が、「聞いていた自分も、社会に出て長いけれども初めて知ることがいくつもあって、とても勉強になりました」とおっしゃったことがとても印象に残っています。



出前授業をしてきました

中予支部 新木本 恵 美



平成26年度の出前授業として、2月24日に聖カタリナ女子高等学校にて、『働くときの基礎知識』という題目でお話しさせて頂く機会を頂きました。

その日は、たまたま私の誕生日前日。法律上では、年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されますので、また1つ年齢を重ねる日にその様な機会を頂けるとは…と感慨深く、楽しかった高校時代に思いを馳せました。ふと、「懐かしいなあ。あれ、高校を卒業して何年経つんだ？」と、ちょっとした興味

から逆算していったところ…現実として受けとめきれない年数が弾き出され…、その一件については気がつかなかったことにしました。

今回の講義内容としては、連合会が発行している冊子をもとに、この中から、5つの項目について取り上げ、そして、最後に自己紹介をさせて頂きました。

この5つの項目については、社会人として最低限知っておいた方が良くと思われるものであり、また、3年程、労働局の非常勤相談員として勤務し、労働相談を受けてきた経験から、実際に寄せられた相談の中でも特に件数が多い項目を取り上げさせて頂きました。そして、学生の皆さんにより身近に感じて頂けるように、実際にこれまで私が受けた労働相談の（もちろん、個人が特定できない程度の）概略を事例として紹介しながらお話させて頂きました。

この日は、学生の皆さんは自由登校が続いていた中で、久々の登校日とのこと。「久々に学校に来る生徒も多いので、夜型生活になっていたりするので講演中、失礼のないように生徒達にはよく言っておいてはいるのですが…」と先生。久々の授業で2つも講演を聞かなくてはいけないとは、社会勉強と言えども学生さん達もなかなか大変なことで、と、ちょっぴり同情しながら講義開始。

途中、保険関係の話あたりでは、話をしながら自分でも、大事なことはあるけど面白くはないかなと思っていましたので、やはり撃沈している学生さんもなく…でしたが、会社でのトラブルが起きた時の話などは、他人事ではないと思ったのか、ずいぶんと頭も上がり、最後の自己紹介では、本当に輝かしい歴史もなく、大したことのない平々凡々な人生ですが、これまでの私の学歴や職歴などをお話ししたところ、興味をもってもらえたのか、熱心に聞いてもらえたような気がします。

そして、最後に今日のまとめとして、「ほんの少しだけ」人生の先輩からとして、1つ覚えておいて欲しいメッセージをお伝えしてきました。『働くときの基礎知識』では全くない言葉なのですが。

学生の皆さんにどれだけ伝わったかは分かりませんが、これからの長い人生の中で道に迷うことがあった時に、あの言葉が彼女たちの背中を押して前に進む力となることができれば、と願うばかりです。

今回の出前授業、これからまだまだ無限の可能性のある高校生の皆さんにお話する機会を頂き、話をした私の方がとても貴重な経験となりました。

さて、自由登校の話を先生としていた時のこと。「3年生は自由登校なのですか？」と私。「もう受験の時期になると3年生は自由登校ですよ。高校の時、そうではなかったですか？」と先生。そこで頭に浮かんだのは、先日弾き出されたあの年数。些細な高校生活の一コマを思い出せないのは、現実として受けとめきれなかったあの年月が経ったから、と「現実か…」と認めざるを得なかった瞬間でした。

自主研修会紹介

年金塾について

南予支部 兵 頭 つる美

平成19年頃に年金問題がマスコミに取り上げられ、全国の年金事務所（その当時社会保険事務所）が詰めかけるお客さんで大変な騒ぎになっていました。その後平成21年に日本年金機構が発足し、全国社会保険労務士会連合会が年金マスター研修を実施することになりました。年金マスター研修修了者が年金事務所の窓口で、年金相談業務を行うことになり、その担当者及びその他の年金相談をしている者が、相談中に直面する問題をどのように解決してお客さんに説明するか、個人個人で悩んでいたところですが、有志で集まって月に1回程度の研修及び情報交換をしようということになり、平成23年11月に勉強会を7名で立ち上げました。当初は熟女の会などと言われておりましたが、その後入会者もあり現在8名で月に1回程度土曜日の午前中に開催しています。

最近では街角の年金相談センターの研修が毎月1回、日本年金機構四国ブロック本部の研修が3・4か月に1回開催されるようになりました。今後の年金塾の勉強の内容をどのように進めていくかが当面の問題点なのですが、将来に向けて年金相談のできる社労士をもっと増やしていくことを目標にし、平成27年度からは広く会員を募集して、初心者向けの勉強会にして行く方向に3月の例会で決定しました。今後は熟女だけの会ではなく、老若男女意欲のある方の入会を歓迎いたします。

連絡先 FAX 089-908-5840 email peach_blossom88@kind.ocn.ne.jp



東予年金研究会

東予支部 宮 内 省 三



当会は平成23年2月、年金事務所に於いて一般年金相談業務を開始するにあたって、新居浜・西条地区の社労士4人が話し合っで発足した勉強会のグループで、翌24年新たに2人が加わり、同年6月に県会の承認を受けた新しい自主研修会です。

当初は、高齢請求書の取扱いや添付書類の確認等、ごく初歩的な処から始まり、会を重ねる毎にステップアップしていき、最近では遺族・未支給年金の生計同一申立書の記入の方法や、障害年

金の請求傷病と相当因果関係有りの具体的等、難しいテーマの勉強会になることも有ります。これらは、主に年金事務所での相談窓口の事例を基に検証し、メンバー間で意見交換や疑問点を質問したりしながら基本書等で確認、理解を深めるようにしています。

開催は基本的には、毎月第2土曜日に西条市のコーヒーが美味しいホテルで行っております。年金は毎年、頻繁に法改正が行われており、目前には被用者年金一元化という大改正が迫っております。これからも勉強すべきところは、多々有ります。信頼される年金の専門家として、相談者に複雑・難解な制度のしくみを如何に解かりやすく説明するか、また適切なアドバイスをどのようにしていくのか、私たち社労士の果たす役割は大きいと思います。“継続は力なり”といいますが、当会も発足以来、一度も休会することなく継続して開催しております。初めは、未だ未だ知識も経験も浅く手探りの状態だったのですが、現在では少しずつレベルアップしてきた感があるようです。これからもこの研修会を継続して知識の涵養に努めていきたいと思っています。

最後に当会では、東予地区で年金事務所等の相談業務に従事希望の方がおりましたら、気軽に声を掛けてください。この勉強会を通じていろいろとフォロー・サポートしていきたいと思っています。



社会保険労務士としての日々

中予支部 河野 昭子

先日新人研修会に研修委員として参加した時のことです。

新人の方々の食い入るようなまなざしを熱く感じながら、自らの新人時代を思い出していました。

思い起こすと早四十年が過ぎるのです・・・

本当に右も左もわからない出発であったと思います。畏れ多くも合格したらすぐ仕事ができるものだと思っていました。今考えるとそこからがスタートだったのですね。

社労士事務所に行けば仕事ができると思い三人の先生方の門をたたきました。

その先生方のお考えをお聞きし、適切なご助言を頂いたと思います。

運転免許もない・営業のノーマットもない・経理の知識もない・本当に何もなかった。

でも私はそこからスタートをしようと思いました。

まず運転免許を取ろう。

路上での試験に2度も滑りやっとなれた運転免許証。

営業ならばやはり証券会社での営業マン。5年間の営業経験

経理については税理士事務所での実務（簿記2級を取得していた）を中心に習得をいたしました。

いよいよ総仕上げとして、一般企業の総務課に就職し従業員100名程度の給料計算をはじめ入社から退職までの各種手続き全般をいたしました。飛び込み営業で一番最初に頂いた仕事は離職票の作成でした。今考えると特別な事案ではないのに、ずいぶん苦労したような思い出があります。

皆さんもきっとそうでしょうね。

でも大丈夫。何事もぶつかってみる事です。必ず出来る・やって見せると言い聞かせていると何となく結果オーライです・・・

人生において何も無駄はありません。特にサラリーマンの経験は役に立つと思います。

今一番必要なことは、社労士の免許に磨きをかけることです。

それはすなわち、法律を中心とした学習に励むことです。

「法は、時にはその人の財産や命すら奪うことがあります、だから士業者で人権感覚の希薄な人は法に携わってはいけません。」

これは私の恩師「河野順一先生」の口癖のように言われている言葉です。

何の商売でも仕入れが大事なように、我々の仕事の仕入れはすなわち新しい情報をどこよりも早く、正確にお伝えすることでしょう。そのためには身銭を投じて学習をし、それを顧客に還元しつつ回収していく。その繰り返しだと思います。一緒に頑張ろうね。

み け よ
か に 欄

アフリカ及び協力隊の話

中予支部 竹 内 明 久



昭和59年12月に社労士登録をし、社労士としての第一歩を踏み出したのですが、それまでの社会経験は、かなり紆余曲折を経ています。そのなかでも、青年海外協力隊の経験は、私の人生に大きな影響を与え続けています。二八才から三十才まで、南東アフリカの馬拉ウイという小さな国で協力隊活動をしてきました。馬拉ウイと馬拉ウイへの行き帰りで立寄った国について述べてみたいと思います。まず、馬拉ウイという国ですが、ほとんどの人が御存知ないでしょう。アフリカ大陸に近いマダガスカルという大きな島がありますが、この島から左（西）に目を動かすとモザンビークにつきあたります。このモザンビークの西隣が馬拉ウイです、世界の最貧国の一つで、これといった資源はなく、農業が主産業です。馬拉ウイ湖というアフリカ大地溝帯の南端にあたる大きな湖があります。日本のマスコミ

のニュースには、ほとんど出て来ません。昨今のアフリカ関係のニュースは、エボラ出血熱かイスラム過激派のテロかどちらかでしょう。馬拉ウイは、そのどちらにもまったく無関係な国です。実は、世界のニュースは、ほとんどが不幸なニュースや悪いニュースばかりです。馬拉ウイのようにニュースに出て来ない国は、割りと平穏無事な国だとも言えます。私が立ち寄ったアフリカの国々は、セイシェルズ、ケニア、馬拉ウイ、モザンビーク、ナイジェリア、リベリア、シエラレオネ、モロッコです。一週間以上滞在したのは、ケニア、馬拉ウイ、モロッコの三国です。ケニアは猛獣がウヨウヨ居る印象がありますが、国立公園に行かないと居ません。首都のナイロビは高地にあって、常夏の気候です。ナイロビで飲んだパッションフルーツジュースの味は忘れられません。モロッコは、地中海と大西洋に面し、アフリカ大陸最北のため、アトラス山脈では雪が降り、スキーを楽しむ人もいます。カサブランカ、マラケシュという観光名所があり、アフリカ観光での一番のおすすめです。モロッコでは、ミントティーの味が記憶に残っています。

ここで馬拉ウイで聞いた面白話を少し。

- 「色の白いは七難かくす。」と日本でも言いますが、馬拉ウイ人も「我々はブラウンで、西アフリカの面々はブラックだ。ブラウンの方が綺麗なのだ。」とっておりました。私は、西アフリカで見たブラックの方が綺麗に見えました。

• 同じ職場で、日本製の卓上計算機を使っていた部下が、指が太いため、打ちまちがいを再々していたので注意すると、「出てきた数字は絶対正しい。なぜならば、この機械を作った日本の技術者が、自分の間違いを正してくれるからだ。」と反論しました。機械信仰はかくやと思いました。

今、こうしてアフリカに関する文章を書けるのも、青年海外協力隊の経験があればこそです。もし協力隊に興味がありましたら、御一報下さい。最初の派遣から五十周年を迎え、派遣された隊員数が四万人を超えました。

まだまだ面白い話がいっぱい聞けますよ。



愛媛マラソンについて

中予支部 猪 羽 由 秀



2015年2月8日、全国から9937人という大勢の方が出走し、第53回愛媛マラソンが開催され、私もその中の一員として走りました。

ところで私が走り始めたのは小学生の時でした。喘息で体が弱かったため体力作りのため少しづつ走り始めたのがきっかけです。それから現在に至るまでトラック・ロードレース、駅伝やマラソンと取り組んできました。

私が愛媛に来た18年前、初めて走った愛媛マラソンは砥部町の陸上競技場発着のコースで参加人数は確か数百人程だったように思います。競技場への最後の上り坂が苦しくて走った事を後悔したあの日。なぜかそれ以来、数回の欠場を除いてほぼ毎年参加しています。

さて、今年の愛媛マラソンですが、本当に華やかで服装もいろいろ工夫された方が多くお祭りのような雰囲気の中スタートしました。途中で風が強くなり寒さが増す中、必死に進んでいるような感じでした。沿道から声援を受け、特に社労士の皆様にはのほりを立てて応援して頂き、強風で挫けそうな時もありましたが背中を押してもらい最後まであきらめず頑張る事が出来ました。応援して下さいました皆様、本当に有難うございました。

また、一生懸命頑張っておられるボランティアスタッフの方々にも毎年感謝の気持ちでいっぱいです。今回の自分の走りは目標には遠く及ばず悔やまれるものでした。しかし、この成績を今後の課題とし再度頑張っていきたいと思います。

最後になりますが、愛媛マラソンは参加者・スタッフの皆様・声援を送って下さる皆様の一体となった素晴らしい大会でした。

新 入 会 員 紹 介



【氏 名】
さか お 晃
【支 部】
東 予
【年齢・血液型】
54歳 B型
【開業／勤務／その他】
開業

- ① 社会保険労務士となった動機
初めて社労士の参考書を見たとき、ふと、労災から初まり、父が脳挫傷となりこのとき高額療養費を知り、社労士であればこの経験を活かすことが出来ると思いました。
- ② 自己紹介
約17年前に大阪から来ました。釣が好きで、指6本分ぐらいの太刀魚を釣り上げたこともありましたが、又、何かスポーツに挑戦しようと思っております。
- ③ 今後の抱負
多く研修会へ参加し、実務に結び付けたいと思っております。
- ④ 会への意見・要望
御指導のほど、よろしくお願いします。



【氏 名】
みず もと むつ み
【支 部】
中 予
【年齢・血液型】
48歳 A型
【開業／勤務／その他】
その他

- ① 社会保険労務士となった動機
人材派遣会社に勤めていた際、労働・社会保険の知識が必要で少し勉強をしていました。会社を退職するに当たり、受験のアドバイスをもらい、資格取得を目指すことにしました。
- ② 自己紹介
5年程前から余り興味のなかった猫を飼うことになり、今ではその可愛さに魅了され、3匹にまで増えてしまいました。猫たちのしぐさに癒される毎日です。ただ、家族からは「これ以上増やさないように…」と言われていました。
- ③ 今後の抱負
知識、経験共に未熟ですので、日々の努力を忘れず、信頼される社労士を目指したいと思っております。
- ④ 会への意見・要望
新人研修ではご指導をいただき、ありがとうございました。これからも研修会等にはぜひ参加させて頂きたいと思っております。今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。



【氏 名】
こ もり み き
【支 部】
南 予
【年齢・血液型】
36歳 AB型
【開業／勤務／その他】
勤務

- ① 社会保険労務士となった動機
以前勤めていた会社を退職後、愛媛に帰郷し今後何ができるか考えていた時、祖父、母の社会保険労務士の仕事に興味をもち、資格を取得しました。
- ② 自己紹介
黒田社会保険労務士事務所に勤務しています。最近、電子ピアノを購入して、約20年ぶりにピアノの練習を始めました。あまりにも指が動かなくてびっくりしています。
- ③ 今後の抱負
日々勉強を重ねて、社労士として一人前になるように頑張ります。
- ④ 会への意見・要望
わからないことばかりですので、ご指導よろしくお願い致します。



【氏 名】
い し ざ き せいこう
石佐喜 成光
【支 部】
中 予
【年齢・血液型】
57歳 A型
【開業／勤務／その他】
開業

- ① 社会保険労務士となった動機
ある時期に実家のある松山に移り住むことを前提に、数年前より独立してできる仕事を模索しておりました。そんな中、資格試験の予備校で社会保険労務士の先生の話を聞く機会があり、社会保険労務士の仕事に興味を持ち、勉強を始めました。
- ② 自己紹介
大学で化学を専攻し、大阪の会社に入社して研究所、商品開発部と主に理系畑を歩んできましたので、ほとんど人事・労務の実務経験はありません。昨年5月に約40年振りに松山に帰ってきました。いまだ大阪弁が抜けず、会話中に「イラッ」とさせることがあるかも知れませんが、その際はご容赦ください。
- ③ 今後の抱負
ほとんど土地勘がなく、また地域のお客様に関する情報にも疎く、ゼロからのスタートとなりますが、少しでもお客様に喜んでいただけるよう、一歩ずつ前進していきたいと思っております。
- ④ 会への意見・要望
ご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、引き続きご指導の程、よろしくお願い致します。



【氏 名】
 たき みや く み
 瀧 宮 久 美
 【支 部】
 中 予
 【年齢・血液型】
 32歳 A型
 【開業／勤務／その他】
 勤務

第 162 回 社労士親睦コンペ

平成 27 年 3 月 17 日(火) サンセットヒルズ C・C

順位	氏 名	支部	グロス	ハンディ	ネット
優勝	大本 和彰	中予	79	11	68
2 位	三好 秀子	中予	109	36	73
3 位	鳥生健二郎	東予	85	11	74



※ 同ネットの場合 年齢順 参加人数 12 名

次回開催日	平成27年 5 月19日(火)(予定)
申 込 先	事務局 089-907-4864

- ① 社会保険労務士となった動機
 会社員時代、保険関係に興味を持った事がきっかけで受験しました。その後、社労士としてより多くの人や多種多様な事柄と関わりたいと思い登録を致しました。
- ② 自己紹介
 自然豊かな田舎で育った為か猪突猛進な所があるので、できる限り“中庸”を心掛けるようにしています。また、緊張しやすい面もありますが、持ち前の明るさと人見知りをしない性格でカバーしていきたいと思っています。趣味は、読書とバイクです。
- ③ 今後の抱負
 現在得意分野等はありませんが、周りの方の助言やご縁により幸いにも夢の第一歩を踏み出すことができました。今後はスキルアップをし得意分野の一つでも身に付けたいです。
- ④ 会への意見・要望
 様々な面で勉強不足の為、ご迷惑をお掛けする事があると思いますが、誠心誠意努力していく所存でございますので、何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

～愛媛社労士会ソフトボールチームの動き～



第 4 回中国・四国地域協議会ソフトボール大会を 1 か月後に控えた 3 月 21 日(土)、広島県福山市で開催されましたソフトボールの練習試合に参加してきました。

今回は、広島会福山支部と岡山会、そして総勢 17 名の愛媛会 3 チームでリーグ戦を行いました。

1 試合目、愛媛 B チーム対広島会福山支部、強力な助っ人選手のおかげで、6 対 9 と負けはし

ましたが、収穫のある試合となりました。

2 試合目、愛媛 A チーム対岡山支部、15 対 2 と日頃の練習成果が出ておりました。愛媛 A チームの連覇、愛媛 B チームのさらなる勝利を確信し、帰路に就きました。

4 月、いよいよ試合があります。「優勝」目指して練習に励んでいますので、応援よろしく願いいたします。



会費納入のお願い

会費の一括納入を選択されている会員は、納入期限が 4 月 30 日 となっております。(会則第 10 章第 60 条)
 下記の口座まで、お振込みをお願いいたします。

《愛媛県社会保険労務士会》

伊予銀行 松山駅前支店 普通預金 1 9 4 1 6 2 8

社 会 保 険 労 務 士 倫 理 綱 領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならない。

お 知 ら せ

<平成27年度通常総会のお知らせ>

日 時 平成27年 6 月12日(金)

場 所 東京第一ホテル松山

<中予支部>

支部会・研修会 平成27年 5 月27日(水)

<南予支部>

支部会 平成27年 4 月24日(金)

会 員 数 一 覧 表

平成27年4月1日現在

〈個人会員〉		東予支部	中予支部	南予支部	合 計
開	業	74	155	23	252
法	人 の 社 員	3	11	2	16
勤	務	12	26	5	43
そ	の 他	1	23	3	27
合	計	90	215	33	338

〈法人会員数〉

区 分	東予支部	中予支部	南予支部	合 計
法 人 会 員	2	5	1	8
合 計	2	5	1	8

編 集 後 記

新年度になりました。現在のメンバーでの会報は今回で最後になります。御寄稿いただきました皆さんにお礼申し上げます。

今後、法改正等もあり時代は激変していきそうです。この会報ではそうした変化に会員の皆さんが、仕事に、趣味に、雑学等々にどのような対応をしているのかを共有するためにも、一人でも多くの会員の皆さんからの寄稿をいただき、会報の充実を図っていきたいと思っています。

今後ともよろしくお願いいたします。(0)

発行所 愛媛県社会保険労務士会
〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電 話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店
普通預金 1941628

U R L <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

発行人 横 本 恭 弘

編集人 総 務 委 員 会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号
不二印刷株式会社